

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び

(看護) 小規模多機能型居宅介護の参入促進について

名古屋市は地域包括ケアの実現するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護への事業参入を促進しています。市が実施している取り組みについてご紹介します。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 概要

介護職員と看護師等が密接に連携を取りながら定期的に訪問を行う。また通報や電話により、随時対応も提供する。



※イラストの転載は固くお断り致します。

(2) 報酬 (利用者負担含む)

要介護度	介護のみ利用 (月額)	介護と看護を利用 (月額)
要介護 1	62,609 円	91,350 円
要介護 2	111,759 円	142,710 円
要介護 3	185,562 円	217,839 円
要介護 4	234,724 円	268,537 円
要介護 5	283,874 円	325,323 円

(3) 市の取り組み

居宅介護支援事業所ガイドブック等にサービスの概要を記載し、市民や事業者の方々へ周知を行っています。また、2月に一度開催される、定期巡回名古屋市事業所連絡会において、実際に事業を行われている方々と市職員が意見交換を行っています。

2. (看護) 小規模多機能型居宅介護

(1) 概要

利用者の状況に応じて、事業所への「通い」を中心に、自宅への「訪問」(看護小規模多機能型居宅介護については、訪問看護も含む。)、施設への「泊まり」を柔軟に提供する。

(2) 報酬 (利用者負担含む)

要介護度	小規模多機能型居宅介護 (月額)	看護小規模多機能型居宅介護 (月額)
要支援 1	36,854 円	介護予防なし
要支援 2	74,477 円	
要介護 1	111,765 円	133,653 円
要介護 2	164,258 円	187,012 円
要介護 3	238,931 円	262,887 円
要介護 4	263,710 円	298,160 円
要介護 5	290,774 円	337,257 円

※ 事業所と同一の建物に居住していない場合の報酬

(3) 市の取り組み

ア 名古屋市独自報酬

小規模多機能型居宅介護事業所では、名古屋市が独自に定める基準を満たす事業所に対し、最大で月 1,000 単位の独自報酬を設けています。なお、加算の算定にあたっては、事前の申出が必要です。要件等については、〇〇ページをご覧ください。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所等整備補助

市が定める要件を満たす法人が新たに(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を開設する際に要する工事費、工事請負費に対し、最大で 3,200 万円の補助を行っています。

「市が定める要件」とは 3年以上の介護保険関係事業の運営実績を有する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人

ウ 高齢者福祉施設開設準備経費補助

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を新たに開設する際、開設前 6 月間に係る経費に対し、最大で宿泊定員数に 62 万 1 千円を乗じた金額の補助を行っています。

「経費」とは以下のものが挙げられます。

- ・看護、介護職員等の雇上経費（最大6ヶ月間の訓練期間）
- ・職員募集経費（広報誌の発行、就職説明会等の活動費等）
- ・普及啓発経費（利用者、家族及び地域住民への説明会等の活動費等）
- ・周知広報経費（パンフレット作成費用等）
- ・開設準備事務経費（事務用品費等）
- ・その他開設準備に必要な経費（備品購入費等）

注意1：予算編成等により、内容（補助金額を含む）の変更がある可能性があります。

注意2：2（3）イ及びウの補助を受けた事業所が廃止をする場合（他法人への事業譲渡も含む。）、補助金の返還が生じる可能性があります。

問い合わせ先

名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定係 電話：052（972）3487